

令和 2 年 10 月 20 日

認可保育所、認定こども園、
地域型保育事業所、横浜保育室、
認可外保育施設、
病児保育事業 受託医療機関 設置者・園長・施設長各位

こども青少年局 保育・教育運営課長

令和 2 年度分新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金にかかる実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、本市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。また、保育・教育現場において、日々、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に多大なる御尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

令和 2 年 8 月 31 日付こ保運第 2471 号「令和 2 年度分新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の申請手続きについて(依頼)」により提出いただいた「補助金交付申請書」に基づき、補助金の交付を決定しましたので、「補助金交付決定通知書」を送付します。つきましては、次の期日までに、補助金実績報告書の御提出をお願いします。

提出期限は、**令和 3 年 1 月 8 日（金）消印有効【厳守】**とします。補助金の支給手続きに支障を来しますので、**必ず期限内に提出してください。**

早く提出いただいたものから順に、金額確定・補助金支払いの手続きを行いますので、提出期限に関わらず、**実績報告書類の準備が整い次第、速やかに御提出ください。**

作成にあたり、必ず「別紙 1 補助金の実績報告手続きについて」を御確認ください。今回の依頼は、「4(1)実績報告書の提出」です。

なお、令和 2 年 9 月 8 日付で、電子メール、FAX 及び本市ホームページにてお知らせしましたとおり、申請書（第 1 号様式）記載の「1 補助事業の内容（5）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費」については、「令和 2 年度分」補助金では対象外となります（「令和 2 年度追加分」では対象となります。）。

誤った御案内をしたこととお詫びいたします。

（次頁へ続く）

注意点

- ・実績報告書に記載した経費の内容を確認するため、経費を支払ったことが確認できる「領収書」や「通帳」(口座引落しの場合)などの写しの提出が必要です。納品書や請求書では、支払いが完了したと判断することができず、補助金の支払いができません。また、必要に応じて購入物品の説明書類を求める場合があります。
- ・令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間に発注され、履行が完了するものが補助対象です。「履行が完了する」とは、物品等の購入であれば物が納品されること、施設の消毒清掃等の委託事業であれば、実際の作業が完了することをいいます。
- ・実績報告書提出期限日(令和3年1月8日)時点で支払いが完了しておらず、領収書等の写しを添付することができないものは、補助対象経費とすることはできません。

(資料)

別紙1 補助金の実績報告手続きについて

別紙2 FAQ

本通知は、横浜市ホームページにも掲載しています。

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>横浜市から施設・事業者のみなさまへのお知らせ

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.html

担当 こども青少年局 保育・教育運営課運営指導係

Email kd-uneishidou@city.yokohama.jp

電話 671-3564